

山梨県公報

第二百号

令和三年

六月二十一日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更……………三二七

○道路の供用開始(二件)……………三二七

公告

○公共測量の実施……………三二八

○開発行為に関する工事の完了について……………三二八

その他

○一般競争入札について……………三二八

正誤

○令和三年三月二十九日付号外第八号中……………三二八

告示

山梨県告示第百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年七月十二日まで一般の縦覧に供する。
令和三年六月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲州市塩山下粟生野字中田一五九〇番一地	旧	一一・一	四〇・〇

先から	一三・八
甲州市塩山下粟生野字中田一五七〇番二地	一〇・六
先まで	一一・二

山梨県告示第百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年七月十二日まで一般の縦覧に供する。
令和三年六月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地先まで	二〇九・〇	令和三年六月二十一日

山梨県告示第百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年七月十二日まで一般の縦覧に供する。
令和三年六月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山下粟生野字中田一五九一番一地先から	八六・二	令和三年六月二十一日

甲州市塩山下栗生野字中田一五
七〇番三地先まで

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により東京都水道局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 小河内ダム周辺域
- 三 測量の期間 令和三年六月八日から令和四年三月三日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字下松ノ木三千二十八番三、三千三十番四から三千三十番六まで、三千六十一番二、三千六十二番二、三千六十二番五及び三千六十二番六の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県都留市田野倉二百五十七番地一 株式会社湖山商事 代表取締役 湖山毅郎

そ の 他

● 山梨県道路公社公告第一号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和三年六月二十一日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 内 藤 広

- 一 一般競争入札に付する事項

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

- 1 工事名 雁坂トンネル無停電電源装置更新工事
 - 2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦地内
 - 3 工事概要 無停電電源装置更新（入出力盤・蓄電池含む）一ユニット 直流電源装置更新 一ユニット
 - 4 工期 令和三年七月二十九日から令和四年三月十五日まで
 - 5 予定価格 八千二百三十三万五千元（税込み）
- 二 入札参加資格申請の受付期間 令和三年六月二十八日（月）から七月二日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ（<http://www.fruits.jp/karisaka/nyusatujobou.html>）において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一六	上	終わりから	並びに第一号様式	を削り、第二十一条を第十条とし、第一号様式

○ 令和三年三月二十九日（号外第八号）公布山梨県規則第十号（山梨県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則）